

先端設備等に係る課税標準の特例適用申請書 ◆特例割合3年間ゼロ

(経営力向上設備については別様式があります。)

(宛先) 喬木村長

地方税法附則第15条第47項の規定の適用を受けるため以下のとおり申請します。

1. 申請者			年	月	日
所有者	住所				
	氏名(名称)				
担当者			連絡先		

2. 対象となる資産 (対象資産が多い場合は、別紙にて一覧を添付してください。)

償却資産申告書種類別明細書(増加資産・全資産用)と同じ内容を記入してください。

資産の種類(該当するものに○)	資産の名称	取得年月(※1)	数量	取得価額
構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品		年 月		
構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品		年 月		
構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品		年 月		
償却資産申告書に記載した「資産の種類」「資産の名称」「取得価額」が先端設備等導入計画の設備の内容と異なる場合には、その理由を記入してください。				

3. 課税標準の特例適用申請に必要な添付書類の確認。(該当するものに✓を記入)

<input type="checkbox"/>	喬木村が発行した「先端設備導入計画に係る認定について」の写し
<input type="checkbox"/>	認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
<input type="checkbox"/>	工業会等が発行した生産性向上要件を満たすことの証明書の写し
<input type="checkbox"/>	(資産の所有者がリース会社の場合)リース契約書の写し
<input type="checkbox"/>	(資産の所有者がリース会社の場合)公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し

記入上のお願い・注意事項

※1 リース資産の場合は、資産の使用者である先端設備等導入計画の申請書について記入してください。

※2 先端設備等導入計画の認定取消を受けたことが判明した場合には、翌年度(1月～3月の認定取消は翌々年度)から課税標準の特例が適用されません。ただし、虚偽の申請により認定を受けた計画が取消となった場合は、この限りではありません。

※3 中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください。

先端設備等に係る課税標準の特例適用申請書 ◆特例割合3年間ゼロ

(経営力向上設備については別様式があります。)

(※) これは記入例です。

地 太枠内を記入して、添付書類と併せてご提出ください。

お申し込みします。

1. 申請者

令和○年 1月 ○日

所有者	住所	喬木村6664番地		個人事業主は代表者個人の住所氏名を記入。
	氏名(名称)	株式会社 喬木	社印	
担当者		税理士 喬木 太郎	連絡先	0265-33-2001

2. 対象となる資産

(対象資産が多い場合は、別紙にて一覧を添付してください。)

償却資産申告書種類別明細書(増加資産・全資産用)と同じ内容を記入してください。

資産の種類(該当するものに○)	資産の名称	取得年月(※1)	数量	取得価額
構築物・ 機械及び装置 工具、器具及び備品	○○装置	令和○年 ○月		6,000,000
構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品		年 月		
構築物・機械及び装置 工具、器具及び備品		年 月		

償却資産申告書の種類別明細書と同じ資産種類、名称等

償却資産申告書に記載した「資産の種類」「資産の名称」「取得価額」が先端設備等導入計画の設備の内容と異なる場合には、その理由を記入してください。

例) 機械装置を設置する際に、配線の関係で据え付け費用が予定よりも多かつたため

3. 課税標準の特例適用申請に必要な添付書類の確認。(該当するものに✓を記入)

<input checked="" type="checkbox"/>	喬木村が発行した「先端設備導入計画に係る認定について」の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	工業会等が発行した生産性向上要件を満たすことの証明書の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	(資産の所有者がリース会社の場合)リース契約書の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	(資産の所有者がリース会社の場合)公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し

記入上のお願い・注意事項

※1 リース資産の場合は、資産の使用者である先端設備等導入計画の申請書について記入してください。

※2 先端設備等導入計画の認定取消を受けたことが判明した場合には、翌年度(1月～3月の認定取消は翌々年度)から課税標準の特例が適用されません。ただし、虚偽の申請により認定を受けた計画が取消となった場合は、この限りではありません。

※3 中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください。